

## 5.10 IFRSと日本基準の主要な会計基準差異(減損)

	日本基準	IFRS
減損の認識と測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見積将来キャッシュ・フロー（割引前）が帳簿価額を下回る場合、減損を認識。</li> <li>・ 測定は、回収可能価額（正味売却価格と使用価値〔見積将来キャッシュ・フローの現在価値〕のいずれか高い金額）が、帳簿価額を下回る額。</li> </ul> -2ステップ方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回収可能価額（正味売却価格と使用価値（見積将来キャッシュ・フローの現在価値））のいずれか高い金額）が、帳簿価額を下回る場合。</li> </ul> -1ステップ方式
将来キャッシュ・フローの見積り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 減損損失の認識の判定においては、資産の経済的残存使用年数と20年のいずれか短い年数</li> <li>・ 使用価値の算定においては、経済的使用年数</li> </ul>	資産の残存使用年数にわたり見積る。予算に基づく見積りは、最長5年まで。それを超える見積りは、一定のまたは逡減する成長率を使用し、直近予算のキャッシュ・フロー予測を推測延長して見積る。
減損損失の戻入れ	不可。	減損の原因となった事象が解消された場合、過年度に減損損失が認識されなかった場合の（償却又は減価償却控除後の）帳簿価額を限度として戻入れ。 のれんについては、戻入れ不可。